

変 更 協 定 書

千葉市（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）との間で平成28年3月16日付けをもって締結した「千葉市文化ホールの管理に関する基本協定書」（以下、基本協定書という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 基本協定書第47条第4項に次のただし書を加える。

ただし、使用者（管理規則第5条に規定する「使用者」をいう。）が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定により定められた指定感染症をいう。）の感染拡大の防止のために使用の取消を届け出た場合において利用料金を返還したときは、この限りではない。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人



乙 ちばアートウインド運営企業体

構成員（代表企業）

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
Fun Space株式会社
代表取締役 鈴木茂



構成員

東京都中央区新富2丁目8番1号
株式会社パンフィックアートセンター
代表取締役 村山研一



構成員

千葉県花見川区幕張本郷1丁目3番33号
株式会社千葉共立
代表取締役 武井 幸也



構成員

東京都港区北青山3丁目5番12号
青山クリスタルビル4階
株式会社ハンズオン・エンタテインメント
代表取締役 菊地 哲榮



構成員

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号
株式会社オーチャー
代表取締役 片野 忠彦

